

福島町議会基本条例検討調書・行動計画要綱

(目的)

第1条 福島町議会基本条例(以下「基本条例」)諮問会議条例第2条(1)に基づき、検討調書・行動計画の内容を定めることを目的とする。

(対象条文)

第2条 検討調書・行動計画の対象条文は、基本条例の前文、第1条から全条文とする。

(検討調書項目等)

第3条 検討項目・方向性の判断は次のとおりとし、様式は別記第1号による。

- (1) 検討実績 ①議運で整理した現状・課題 ②議運で示した改善策等の考え方 ③諮問会議の意見④行動計画の概要 ⑤実践内容
- (2) 検討計画 ①議運で整理した現状・課題 ②議運で示した改善策等の考え方 ③方向性 ④諮問会議の意見
- (3) 方向性の判断 A：現状維持、B：引き続き改善、C：新規改善、D：条例の見直し

(行動計画項目等)

第4条 検討計画に基づき、次の内容で行動計画を作成し実現を図る。様式は別記第2号による。

- (1) 行動計画項目 ①整理番号 ②具体的項目 ③目標期間：案検討、試行、実施 ④行動計画 ⑤具体的取組内容 ⑥取組結果

附 則(平成31年3月19日議会要綱第1号)

平成31年4月1日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

福島町議会基本条例第 28 条の規定に基づく検討調書 (参考例)

※方向性の判断 A : 現状維持 B : 引き続き改善 C : 新規改善 D : 条例の見直し

		条 項	前 文
対象条文等		条 文	<p>福島町民の直接選挙で選ばれた議員により構成される福島町議会と福島町長は、二元代表民主制の下で、合議制、独任制という、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる立案・決定・執行・評価 (監視) における論点・争点を明確にし、福島町の善政について、競い合い、協力し合う事を常に意識し町政を運営します。議会は、「議会の主役は議員」、「住民が参画 (協働) する議会」、「変化を恐れない議会」と三つの視点で「気がついた事から」、「できる事から」一歩ずつ改革を積み上げ、期待される「開かれた議会」づくりを進めてきました。</p> <p>過疎、少子高齢化が加速する現状の中で、今後の地方分権改革は、国と地方を「対等・協力」の関係とし、「自由と責任」、「自立と連携」を基本原則とした完全な自治体として「地方政府」を目指すこととなります。「地方政府」を担う行政と議会に対する改革の要請は厳しく、責任は重大となり、果たす役割は一層重要となります。議会は、憲法・地方自治法を遵守し、町の最高規範である「まちづくり基本条例」における議会・議員の役割と責務に基づき、</p> <p>一 町民と議会の協働・情報共有 二 町長等執行機関との適切な緊張を維持しながらの善政競争 一 町民・議会・行政が協働しての政策実現にむけての多様な参加・討議 一 議会・議員の評価制度等適正な議会機能の展開 二 公開性・公平性・透明性・信頼性の重視等</p> <p>を本条例に定め、議会・議員としての使命と責任を強く自覚し、主体的、機動的な議会活動を実践し、町民の負託にこたえ、豊かなまちづくりのために不断の努力を続けます。</p>
H23 検討実績	① 議運で整理した現状・課題		(検討なし)
	② 議運で示した改善策等の考え方		(なし)
	③ 諮問会議の意見		(特になし)
	④ 行動計画の概要		〇なし
	⑤ 実践内容		●前文に定める 5 項目の理念に基づく、各条文内容の実現に向けた課題等を確認し、これらを解決するための行動計画に基づいた取り組みと検証を加えながら議会活動を進めている。
H27 検討計画	ア. 議運で検討した現状・課題		■前回の見直し検討による行動計画の実践等もあり、前文の理念に即した議員・議会の活動を展開していると考え。 【条文等の見直しは必要ないと考え。】
	イ. 議運で検討した改善策等の考え方		①前回の見直し検証と同様に検証を行い、課題等を確認しながら各条文に対応した行動計画を整理し実践していくものとする。
	ウ. 方向性		A
	エ. 諮問会議委員の意見		意見 特になし

別記第2号様式（第4条関係）

福島町議会基本条例第28条の規定に基づく検討計画による行動計画（参考例）

整理 NO	具体的な項目	目標期間等
1	・ 議員間討議の推進	H28.2 案決定 H28.3 試行
行動計画	<p>◎議員間討議の取組方法の検討と試行実施</p> <p>平成28年2月中までに取組方法を検討し、平成28年3月から試行する。</p> <p>平成28年1月 議会運営委員会において取組方法を協議。 2月 議会運営委員会において取組方法を決定。 3月 全議員に取組方法を周知し、試行を実施。</p>	
具体的な 取組内容	<p>各議員の考え方を町民等に示すためにも、本会議において勉強会で出された疑問点や論点などをまとめて報告するなど、議員間討議の推進に取り組む。</p>	
取組内容 (結果)	<p>■平成28年度 議員勉強会において、議員間討議が必要と思われる議案等が出されなかったため、本会議における議員間討議はありませんでした。 平成29年度においても勉強会において、勉強会の次第に「議員間討議が必要な議案等」として項目出しすることも検討したい。</p>	